

あげまつだより



令和6年8月22日発行
No.10 上松町

地域防災リーダー募集



～自分たちの地域は自分たちで守る～

防災リーダーとは

防災対策の推進・防災意識の普及を行い、自主防災活動の活性化・継続性を図ることを目的に創設します。

○募集要件

- ・ボランティア活動として地域の防災活動を行っていただける方
- ・防災に関心のある方、地区内の危険箇所や洪水の発生リスクをご存じである方
- ・防災対策の経験のある方（元消防団員、地区防火会長経験者など）

主な活動内容



その他

○町が負担する費用

- ・装備品（ヘルメット、帽子、ベスト）
- ・研修、講習会等に係る費用
- ・活動の際の傷害保険料

募集期間（第1次締め切り） 令和6年10月31日（木）

【お問い合わせ】 危機管理課 危機管理係（電話：52-4902）



緊急当番医予定表（令和6年9月）

年	月	日（曜日）	医院名	町村名	電話番号
令和6年	9月	1日（日）	王滝村診療所	王滝村	48-2731
		8日（日）	奥原医院	木祖村	36-2264
		15日（日）	原内科医院	木曽町福島	22-2678
		16日（月）	芦沢医院	上松町	52-2018
		22日（日）	古根医院	大桑村	55-1188
		23日（月）	田澤医院	木曽町開田高原	44-2008
		29日（日）	大脇医院	上松町	52-2023



※上記は変更になる場合もあります。連絡をしてから受診してください。（木曽医師会提供）



コンビニ交付サービスの利用状況



証明書のコンビニ交付サービスは令和6年2月7日にサービスを開始してから半年が経過しました。当町のマイナンバーカードの保有率およびコンビニ交付の利用件数は次のとおりです。

◆令和6年7月末までの利用件数 354 件

◆マイナンバーカード保有率 76.8 % (令和6年7月末時点)

コンビニ交付に関するQ & A

Q1 コンビニ交付を利用するには、何が必要ですか？

A1 利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカード、数字4桁の暗証番号及び手数料が必要になります。

Q2 自分のマイナンバーカードを使って同じ世帯の家族の住民票を取得できますか？

A2 同じ世帯の人であればコンビニでも取得できます。

証明の必要な人を選んで取得してください。

(注) 住所が同じであっても世帯を別になっている家族の分は取得できません。

Q3 住所も本籍も上松町です。戸籍謄本を取るためには利用登録申請をする必要がありますか？

A3 利用登録申請は必要ありません。

行政サービス → 証明書の交付 → 証明書交付サービス(コンビニ交付) → お住まいの市区町村の証明書 を選択し、案内に従って操作してください。

(注) 上松町外にお住まいで本籍が上松町にある方は事前に利用登録申請が必要になります。

Q4 コンビニ交付は土曜日、日曜日、祝日でも利用できますか？

A4 できます。 ※年末年始(12月29日から1月3日) およびシステムメンテナンス時は利用できません。システムメンテナンスがある場合は町ホームページや町公式LINEなどでお知らせします。

操作も簡単！便利なコンビニ交付サービスをぜひご利用ください！！
マイナンバーカードをまだお持ちでない方はカードの申請をご検討ください。

【問合せ先】 住民福祉課住民係 電話52-4802(課直通)

窓口より
150円おトク！



ご存知ですか、総務省の「行政相談」



行政相談とは、国の行政などへの苦情や意見、要望を受け付け、担当行政機関とは異なる立場から、その解決や実現を促進するとともに、行政の制度や運営の改善に生かす仕組みです。

道路、社会福祉、交通機関、年金、雇用など幅広い分野の相談に対応しています。「どこに相談したらいいかわからない」「役所に申請したが進まない」「公共施設が壊れていて危険」「窓口にはいきづらい」など、こんな時にもご利用ください。

行政相談は、総務省行政相談センターきくみみ長野(電話：0570-090110)、もしくは、インターネットで「行政相談受付」と検索のほか、総務大臣からの委嘱された行政相談委員が受け付けています。

総務省では、行政相談制度への理解と認識を深め、その利用を促進するため、今年度から毎年9月及び10月の2か月間を「行政相談月間」と定め、この2か月間を中心とした期間において、各種行事を実施します。

上松町では、以下の日時で、相談所が開設されます。

◇日 時：9月25日(水) 13:00~15:00

10月30日(水) 13:00~15:00

◇場 所：上松町ひのきの里総合文化センター

◇相談受付：行政相談員



定額減税の調整給付金について



定額減税しきれないと見込まれる方への給付金（調整給付金）について

国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づき、令和6年6月以降、所得税及び個人住民税（所得割）において定額減税が実施されています。その際、定額減税しきれないと見込まれる方には、定額減税補足給付金（以下、調整給付金）が支給されます。

○調整給付の実施主体：個人住民税課税団体（令和6年1月1日現在の住所地市区町村から支給されます）

○調整給付の対象者：納税義務者及び配偶者を含めた扶養親族に基づき算定される定額減税可能額が、「令和6年分推計所得税額（令和5年分所得税額）」または「令和6年度個人住民税所得割額」を上回る方（納税者本人の合計所得金額が1,805万円以下である場合に限ります。）

○調整給付金の支給までの流れ：支給対象となる方には、令和6年8月末から9月上旬にかけて、「調整給付金 支給のお知らせ」または「調整給付金 支給確認書」をお送りします。

- ・「支給のお知らせ」は、公金受取口座の登録をされている方に支給額をお知らせするものです。「お知らせ」記載の口座への振込で問題なければ、特に手続きの必要はありません。
- ・「支給確認書」は、公金受取口座が未登録の方などに送付します。振込を希望する口座情報などを記載し、必要書類（本人確認書類及び振込先口座確認書類）を添付して返送していただきます。
- ・給付金の支給は、10月以降、順次行われる見込みです。

その他、調整給付額の算出方法や支給方法等の詳細は、お送りする「支給のお知らせ」または「支給確認書」をご確認ください。

【お問い合わせ先】 企画財政課税務係 電話：0264-52-4901



上松町インバウンド周遊促進事業



上松町インバウンド周遊促進事業 英語研修 開催のお知らせ

日頃は当町観光事業にご協力いただきまして誠にありがとうございます。

さて、上松町観光協会では「上松町インバウンド周遊促進研修事業」において、全10回にわたる英語研修を開催いたします。（本研修は、R6元気づくり支援金を受けて行います。）

イギリス出身のニック・カール先生に講師に来ていただき、訪日外国人旅行者への接客に向けた、実践的なレッスンを準備しています。

コースは初級と中級の2つです。（各コース先着10名程度）

所要時間は90分程度で、月1～2回、8月～2月まで全10回の予定です。（無料）

第1弾を、8月30日（金）に行う予定です。

受講対象：観光事業者または、一般の方（小学生以上）。7割以上、受講できる方。

（応募者多数の場合は、観光事業者の方優先となります）

時間は、夜を予定しています。

詳細につきましては皆さまのご希望を伺い、追ってご連絡いたします。

☆受講を希望される方は上松町観光協会までご連絡ください。8/29（木）締切

受講者の方には、来年予定されている20年に一度の伊勢神宮御神木祭において、訪日外国人旅行者をお迎えするお手伝いをお願いする予定です。皆さまのご参加をお待ちしております。

〒399-5601 長野県木曽郡上松町大字上松159-3

一般社団法人上松町観光協会（上松町観光情報センター）

【TEL】 0264（52）1133 【FAX】 0264（52）4180

【URL】 <https://kiso-hinoki.jp/> 【MAIL】 hinoki@avis.ne.jp



諏訪神社例大祭に伴う交通規制



9月6日(金)と7日(土)に祭行される「諏訪神社例大祭」について、一時交通規制を実施するため、車両で通行する場合は誘導員の指示により、迂回等して頂くようご協力をお願いします。

なお、広小路十字路は、午後7時～午後10時までの間、歩行者専用道路（歩行者天国）となりますのでご注意ください。
皆様のご理解ご協力をお願いします。



上松町交通安全協会事務局（52-4902）



令和7年度コミュニティ助成事業の募集



令和7年度コミュニティ助成事業の募集について

（一財）自治総合センターから令和7年度コミュニティ助成事業の案内がありました。

本事業は、宝くじの社会貢献広報事業として実施されるもので、住民が自主的に行うコミュニティ活動に直接必要な備品整備等の経費等に対して助成を行うものです。

申請に当たっては、申請書のほか、複数の書類（団体規約、事業計画、見積書等）を用意していただく必要がありますので、早めに役場企画財政課企画政策係までお問い合わせください。

- 申請主体：コミュニティ組織（行政区、保存会、協議会等）（※）
- 申請期限：令和6年9月6日（金）

※行政区以外の組織については、構成員や活動内容により、対象とならない場合があります。

助成事業	助成対象（例示）	助成金額
一般コミュニティ助成事業	<u>集会所備品の整備</u> 机、椅子、コピー機、パソコン、プリンター、冷蔵庫等 <u>お祭り用品の整備</u> 太鼓、法被、獅子頭、神楽等 （特定の宗教団体、宗教施設の名称が入ったものは対象外） <u>イベント用品の整備</u> テント、発電機、綿菓子機、かき氷機等	100万円から 250万円まで （10万円未満切り捨て）

【お問合せ先】企画財政課 企画政策係

TEL：52-4901（課直通）

Email：machiduk@town.agematsu.nagano.jp

